

「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成」 Q & A 集

【申請・要件について】

Q1-1 申請書はどこでもらえますか。

A1-1 申請書は横浜市のホームページでダウンロードができます。また、特別養護老人ホーム入所申込受付センターや出張相談で配布しています。

[高齢者施設・住まいの相談センター \(y-hukushijigyo.or.jp\)](http://y-hukushijigyo.or.jp)

Q1-2 本人以外の代理の者が申請することは可能ですか。

A1-2 助成を受けようとする方以外の、ご家族等が申請をすることも可能です。

Q1-3 申請書の受付窓口・問合せ先はどこですか。

A1-3 申請書の受付窓口及び問合せ先は横浜市役所健康福祉局高齢施設課です。原則、申請は郵送、問合せは電話・FAX 又はメールで受け付けています。

Q1-4 メールでの申請は可能ですか。

A1-4 原則、申請は郵送で受け付けていますので、メールでの申請は受け付けていません。

Q1-5 助成を受けようとする者が介護保険第2号被保険者の場合、申請日の属する年度の前年度における合計所得金額に係る書類の提出が必要とのことですが、合計所得金額はどのように算出すればよいですか。また、具体的には何を提出すればよいですか。

A1-5 この助成で示す合計所得金額とは、介護保険料算定用所得金額を指します。保険料算定用所得金額は、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。

合計所得金額を示す書類として、預金通帳や事業収入証明関係書類等をご提出ください。

Q1-6 保険料段階はどのように確認すればよいですか。

A1-6 毎年6月頃に、各区役所の保険年金課から発送される「介護保険料額決定通知書」に保険料段階が記載されていますので、その通知書で確認してください。

Q1-7 介護保険第2号被保険者はこの助成を受けられますか。

A1-7 介護保険段階第2段階の横浜市の介護保険被保険者で要介護認定を受けている方のうち、助成の要件を満たす方は助成を受けることができます。

しかし、介護保険第2号被保険者の方の保険料は各医療保険の保険者が算出するため、介護保険料段階が設けられておらず、助成の申請を行う際に合計所得金額が分かる書類の写しを添付する必要があります。

【通知書について】

Q2-1 申請してから通知書の発行までどのくらいかかりますか。

A2-1 申請から通知書の発行まではおおむね3週間程度かかります。ユニット型特別養護老人ホームへの入居が決定しましたら、できる限りお早めにご申請ください。

Q2-2 通知書の提示が入居後になってしまう(しまった)場合どうすればよいですか。また、助成期間の開始日より後に提示した場合でも助成は受けられますか。

A2-2 原則、入居前に施設に対して通知書を提示することとしていますが、施設が対応可能な場合は助成を受けることができますので、施設に直接ご相談ください。入居直前や入居後に申請する場合は、申請中である旨を施設に事前にお伝えください。通知書の提示が遅れることで、助成を受ける期間が縮小される可能性がございますのでご注意ください。

Q2-3 通知書の送付先はどこになりますか。

A2-3 原則、通知書は助成対象者の住民票上の住所へ送付します。区役所保険年金課で介護保険関係書類の送付先を指定している場合は、指定の送付先に通知書を送付します。

【助成方法等について】

Q3-1 助成を現金で受け取ることはできますか。

A3-1 現金での受け取りはできません。助成対象者の方は通知書を施設に提示し、施設が助成額を減額した居住費を請求することで助成を受けることとなります。

Q3-2 助成期間の開始日は申請月の初日とのことですが、それよりも前に遡って助成を受けることは可能ですか。

A3-2 原則、申請月の初日以前に遡って助成を受けることはできません。

Q3-3 従来型特別養護老人ホームに入居する際は、この助成を受けることはできませんか。

A 3-3 この事業はユニット型特別養護老人ホームに入居される方が対象であり、従来型特別養護老人ホームに入所される方については対象外です。

Q 3-4 横浜市外のユニット型特別養護老人ホームでは助成を受けられませんか。

A 3-4 この助成は、横浜市の介護保険被保険者で要介護認定を受けている方が市の示す要件を満たした場合、横浜市のユニット型特別養護老人ホームに入居した際に受けられる助成です。横浜市外のユニット型特別養護老人ホームに入居した際は助成を受けることができません。

【異動・再発行について】

Q 4-1 住所変更等により通知書に記載されている内容に変更が生じた場合、手続きは必要ですか。

A 4-1 住所変更等があった場合には、変更の申出をしていただく必要があります。横浜市のホームページから様式をダウンロードしていただくか、特別養護老人ホーム入所申込受付センターや出張相談で配布している様式にご記入の上、郵送で手続きを行ってください。

Q 4-2 紛失又は破損した場合どうすればよいですか。

A 4-2 再発行の申請をしていただければ通知書の再発行が可能です。横浜市のホームページから様式をダウンロードしていただくか、特別養護老人ホーム入所申込受付センターや出張相談で配布している様式にご記入の上、郵送で手続きを行ってください。

Q 4-3 助成対象者が助成有効期間内に要件を満たさなくなった場合、どうすればよいですか。

A 4-3 「ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費対象確認通知書」を市へご返還ください。要件に該当しなくなった日から助成対象者ではなくなり、助成は受けられなくなります。